

なります。

★「3か月」の在留期間も付け加えられましたが、この在留期間の人には在留カードは交付されません。

＜ポイント3＞再入国許可の制度が変わります

■「みなし再入国許可」の制度が導入されます

有効なパスポートと在留カードを持った外国人が、日本から出国するとき、1年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります。

* 出国するときは、必ず在留カードを提示してください。

* 「在留カードを後日交付する」と書かれたパスポートや、在留カードとみなされる「外国人登録証」を持っている場合にも、この「みなし再入国許可制度」の対象となります。

* 在留期限が出国後1年未満に来る場合は、その在留期限までに再入国してください。

■再入国許可の有効期間の上限が「5年」になります

新しい在留管理制度が始まる日(2012年7月9日)以降に許可される再入国許可は、有効期間の上限が「3年」から「5年」に延ばされます。

＜ポイント4＞外国人登録制度が廃止されます

◆中長期在留者が持っている「外国人登録証明書」は、一定の期間「在留カード」とみなされますので、在留カードが交付されるまで、引き続き持ってください。

★「外国人登録証明書」が在留カードとみなされる期間は以下のようになっています。期限をよく覚えておいて、在留カードへの切り替え手続きを忘れないようにしてください。

◆在留資格が「就労・留学・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者」の人：16歳以上の人は、在留期間の満了日まで／16歳未満の人は、在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

* 基本的に、新しい制度が始まった後の在留期間更新や在留資格変更の手続きの際に、在留カードが交付されることになります。

◆永住者：16歳以上の人は、2015年7月8日まで／16歳未満の人は、2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

* 新しい制度が始まった後、原則として3年以内に在留カードの交付を申請してください。

◆特定活動(特定研究活動により「5年」の在留期間が与えられた人)：16歳以上の人は、在留期間の満了日または2015年7月8日のいずれか早い日まで／16歳未満の人は、在留期間の満了日、2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

「外国人総合相談センター埼玉」：TEL.048-833-3296 月～金曜日 9:00 am～4:00 pm (祝日・12/29～1/3を除く)

★新増設の在留期限「3ヶ月」因不属于新的在留制度对象，不交付在留卡。

＜要点3＞再入国許可制度将变更

■“视同再入国许可”制度将开始实施

□ 持有有效的护照及在留卡的外国人，在出境后1年以内再入境の場合、原則上不需要出境时办理再入国许可。

* 出境時、务請出示在留卡。

* 持有注明“日后发放在留卡”的护照以及被视为在留卡的“外国人登录证”的外国人也成为“视同再入国许可制度”的对象。



* 在留期限在出境后不满1年的場合、请在期满以前再入境。

■再入国許可有効期限の上限定为“5年”

□ 新的在留制度将于2012年7月9日实施，此后，再入国许可有効期限の上限由“3年”延长到“5年”。

＜要点4＞外国人登録制度将被废止

◆ 中长期在留者持有的“外国人登録証明書”在一定期间被视为“在留卡”，因此在交付在留卡之前请继续持有外国人登録証明書。

★ “外国人登録証明書”被视为“在留卡”的期限如下。请记住其期限，及时更换成在留卡。

◆ 持有“就劳”“留学”“日本人的配偶等”“永住者的配偶等”“定住者”在留资格者

- ・ 16岁以上者：截至在留期限満了日
・ 未滿16岁者：截至在留期限満了日与16岁生日二者之早到日期。

* 新的在留制度开始实施后，办理在留期限更新手续或在留资格变更手续时，交付在留卡。

◆ 永住者

- ・ 16岁以上者：截至2015年7月8日
・ 未滿16岁者：截至2015年7月8日与16岁生日二者之早到日期。

* 请在新的在留制度实施3年以内，申请交付在留卡。

◆ 特定活动：仅限于因特定研究活动而被赋予“5年”的在留期限者

- ・ 16岁以上者：截至在留期限満了日与2015年7月8日二者之早到日期。
・ 未滿16岁者：截至在留期限満了日、2015年7月8日及16岁生日三者之早到日期。



※ 伴随外国人登録法の废除，外国人居民的“住民基本台帳制度”将开始实施。下期将就該制度进行详细说明。

“埼玉外国人総合咨询中心” 电话：048-833-3296 星期一～星期五 9:00～16:00 (节假日以及12月29日至1月3日放假)